

第194回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年6月16日(金) 14:00~15:30

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

椿 広計(委員長)、津谷 典子(委員長代理)、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、樋 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、宇南山 卓、小西 葉子、篠 恭彦、清水 千弘、成田 礼子、宮川 幸三

【幹事等】

総務省政策統括官(統計制度担当)、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、農林水産省大臣官房統計部長、
経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計グループ長、東京都総務局統計部長

【事務局(総務省)】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官(統計制度担当)：稲垣統計企画管理官、上田統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第171号の答申「経済センサス-基礎調査の実施及び経済構造実態調査の変更について」
- (2) 諮問第173号の答申「商業動態統計調査の変更について」
- (3) 諮問第172号の答申「日本標準産業分類の変更について」
- (4) 諮問第175号「全国家計構造調査の変更について」
- (5) 部会の審議状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻少し過ぎましたけれども、ただ今から第194回統計委員会を開催いたします。

本日は秋池委員、富田委員が御欠席です。

昨今の状況、情勢に鑑み、会議の時間を短くするため事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、配布された議事次第のとおり、答申、諮問、部会報告について説明があります。本日の議事はこのようにしたいと存じます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたしま

す。つきましては、委員の方々、説明者、質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号名を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。

また、質問される方、御回答される方双方におきましても、御発言の際には冒頭御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○**樫委員長** それでは、早速議事に入ります。

諮問第171号「経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更」の答申案について、サービス統計・企業統計部会部会長の菅先生から御説明をお願いいたします。

○**菅委員** それでは、「経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更」の答申案について御報告いたします。

本件については、3月の委員会で諮問された後、3回の部会審議を行いました。その後、事業所の活動状態の把握に関連して伊藤委員及び小西委員から御意見があり、5月30日の統計委員会でも御意見があったことを踏まえ、6月13日に4回目の部会を開催して審議を行いました。

その結果、全ての所属委員の賛同を得て、資料1のとおり答申案を取りまとめました。

以下、ポイントを絞って御報告いたします。

まず、1ページ目の「承認の適否」ですが、結論として、今回の変更については承認して差し支えないといたしました。

その理由について、項目ごとに御説明いたします。

まず、1ページ目の「ア 基礎調査の変更」のうち、「(ア) 基本的な考え方」から、3ページ目の「(エ) 調査方法の変更」については、以前、委員会で報告したとおり、適当と整理いたしました。

なお、「(エ) 調査方法の変更」については、事前の広報や周知活動を丁寧に行うとともに、今回行うオンライン推進方策の効果について任意のアンケートを行うなど、丁寧に検証する必要があることを指摘することといたしました。

4ページ目の「(オ) 報告を求める事項の変更」については、4回目の部会において改めて審議を行いました。

全体の評価としては、報告者負担の軽減等の観点から適当であると整理した上で、「事業所の活動状態に関する調査事項を削除」することについては、その理由を注書きで詳細に記載することといたしました。

なお、事業所の新設や廃業などに係る分析ニーズが高まる一方、その実態把握の困難さが増していることや、売上高全体に与える影響の大きい企業を優先して捉えようとする基本的な考え方に沿った基礎調査の見直しに伴い、開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業所の多くが調査対象外となることを踏まえ、事業所の活動状態の把握方法などについて、行政記録情報等の更なる活用可能性も含め、研究を行う必要があることを、「今後の課題」として指摘することとしております。

続いて5ページの「(カ) 報告を求める期間の変更」については、以前、委員会で報告したとおり、適当と整理しました。

次に、「(キ) 集計事項の変更」については、4回目の部会において、過去の調査で行っ

てきた事業所の存続・新設・廃業等に関する集計について、令和6年調査ではどう対応するかなどについて改めて審議を行いました。

その結果、集計事項の全体の評価としては、おおむね適当と整理した上で、過去の調査において、2時点間の集計対象事業所の比較によって存続・新設・廃業別の集計が行われてきたこと等も踏まえ、令和6年基礎調査においてもこれと同様の集計を行い、参考表として公表する必要があることを指摘することとしております。

これについては、4回目の部会において、総務省から追加推計を行う旨の御回答をいただいております。

また、過去の経済センサスと調査対象範囲が異なることから、統計利用者に対して丁寧に説明する必要があることについても併せて指摘することとしております。

6ページの「(ク) 公表の期日の変更」については、以前委員会で報告したとおり、適当と整理しました。

続きまして、「(ケ) 統計委員会諮問第113号の答申における今後の課題への対応状況」についてです。前答申案では、6ページ下から7ページにかけての枠囲みの①から③について、今後の課題としていたところですが、

①は母集団データベースの情報をを用いたレジスター統計の作成についてですが、これについては、課題の趣旨に沿った対応がなされており、適当と整理しました。

②は、基礎調査の在り方を含む今後の事業所の適切な確認作業の態様について検討することです。これについては、「(ア) 基本的な考え方」のとおり検討され、今後の母集団データベースの整備方針及び基礎調査の在り方が取りまとめられていることから、適当と整理しました。

③の母集団データベースの整備・充実の検討についても、これまでの取組の方向性として適当と整理した上で、更なる行政記録情報の活用の可能性について指摘することとしております。

次に、7ページ下の「イ 経済構造実態調査の変更」です。

「(ア) 集計事項の変更」及び8ページの「(イ) 公表期日の変更」については、以前、委員会で報告したとおり、適当と整理しました。

続きまして9ページの「(ウ) 統計委員会諮問第149号の答申における今後の課題等への対応状況」についてです。

前回答申では、枠囲みのうち①の検討課題のほか、同時に産業統計部会長及びサービス統計・企業統計部会長の連名で②の意見が示されています。

①は、支払利息の集計方法等の見直しを求めるものですが、これについては、引き続き状況を注視するため、「今後の課題」として引き継ぐこととしております。

②は電子商取引の実態の把握方法について研究を進めるというものです。これについては、統計委員会担当室が実施した調査研究の結果等を踏まえ、検討したいとしていることから、引き続き状況を注視する必要があるとしております。

最後に9ページ下の「2 今後の課題」では、今、申し上げた2つの検討課題を指摘しております。

1つ目は基礎調査に関する課題で、事業所の活動状態の把握方法などについて、行政記録情報等の更なる活用可能性も含めて研究を行うことです。

2つ目は、経済行動実態調査に関する前回答申の課題を引き継ぐものです。

私からの説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

特にございませんでしょうか。

それでは伊藤先生、よろしくお願ひします。

○**伊藤委員** 伊藤です。前回の統計委員会のときに、廃業等に関してどういう統計を公表するのかを検討していただきたいと申し上げまして、もう少し具体的な検討がなされたということは大変よかったと思っております。ありがとうございました。

1点だけ付け加えさせていただきたいのですが、先ほど菅先生から御説明いただいた今後の課題のところ、今回、雇用者なしの事業所に関しては調査の対象外となるという点です。それについては、仕方がないという面もあって、今回は適当であるという判断ですが、今後も引き続き雇用者なしの事業所を調べなくていいという話ではないと思います。

「今後の課題」のところ、2行目に「今回の基礎調査の見直しに伴い開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業者の多くが対象外となることを踏まえ」という記載があり、「行政記録情報等の更なる活用性も含めて、研究を行う」とここに書いていただいております。

ここの、特に、今回は雇用者なしを対象外としているわけですが、今後なるべく早い段階で改善していくことが重要だと思っております。この課題の重要性を、私からも再度強調して指摘したいと思っております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。今後の課題の(1)の検討は積極的に進めていただきたいという御意見をいただいたと承知しました。基本的にはそういう形ですね。どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは取りまとめさせていただきます。

経済センサス-基礎調査については、令和元年調査の課題も踏まえて、売上高全体に与える影響の大きい企業から優先して捉えようとする考え方の下で、調査を大幅に見直す計画となっています。

また、経済構造実態調査については、個人経営の企業及び事業所が集計体系に加えられ、経済センサス-活動調査との一層のシームレス化が実現されます。

答申案では、これらの計画について前向きな評価をいただいたことに加えて、前回の統計委員会での議論を踏まえ、開廃業に関する統計の公表や、事業所の活動状態の把握方法などの研究について、更に一步踏み込んだ取組をお示ししていただいたところです。

総務省・経済産業省におかれましては、今回の大規模な見直しや利用者ニーズへの対応

に御尽力いただきまして、改めて御礼を申し上げるとともに、経済構造統計、そして事業所母集団データベースの精度及び有用性の向上に向けて、引き続きの取組を是非お願いしたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。

「経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について」の本委員会の答申案は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりといたします。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属された委員の皆様、部会で精力的に御審議をいただいたこと、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。諮問第173号「商業動態統計調査の変更」の答申案について、これもサービス統計・企業統計部会長の菅先生から御説明をまずお願いいたします。

○菅委員 それでは、「商業動態統計調査の変更」の答申案について御報告いたします。

本件については、4月の統計委員会に諮問されて以降、5月に部会審議を行い、書面審議による議決を経て資料2のとおり取りまとめましたので、ポイントを絞って御報告いたします。

まず、1ページ目の「承認の適否」ですが、結論として、今回の変更については承認して差し支えないといたしました。

その理由についてですが、今回の申請された計画は、丙調査（百貨店及びスーパー）における集計について、令和6年1月分から、東京特別区・政令指定都市別の集計を取りやめるものです。

これについては、利活用ニーズを踏まえたものであり、業務の効率化及び統計の品質確保の観点から、適当と整理いたしました。

なお、統計表の縮減についてホームページ等において広く周知することや、取りやめる統計表を一部利活用している地方公共団体に対しては、調査票情報の二次的利用などへの対応を適切に図る必要があることを指摘することといたしました。

次に、2ページ目の中段の、前回の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。

前回答申では、2ページから3ページの枠囲みの(1)から(4)について、「今後の課題」としていたところですが。

3ページに移り、課題の「(1) 調査方法の変更による影響の分析・検証」については、令和2年の調査方法の変更後、一時的に低下した調査票の回収率や、各調査事項の有効回答率も現在は順調に推移していることから、適当と整理いたしました。

「(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討」については、経済産業省における検証では大きな影響は見られなかったものの、調査対象範囲の見直しの判断のためには、更に幅広い検証・検討が必要とし、当面は変更を見送るとしていることから、引き続きその検討状況を注視する必要があると整理しました。

「(3) 母集団情報の整備に向けた検討」については、現時点で調査対象を特定可能な唯一の情報源である経済センサス - 活動調査を引き続き母集団情報としつつ、母集団データベースの最新の年次フレームを名簿の更新に有効活用する予定としており、今後の課題を受けた検討が着実に進められているものと評価いたしました。

その上で、卸売業や小売業は事業所の開廃が著しい業種であることなどを踏まえ、新規事業所の把握方法について、母集団データベースの整備状況も踏まえつつ、さらなる多様な情報源の活用可能性も含め、引き続き検討することを「今後の課題」として指摘することとしました。

「(4) 公表の早期化に向けた検討」については、前回の委員会での報告のとおり、特に問題ないと整理いたしました。

4 ページの、「3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況」についてです。

基本計画においては、POSデータ等の活用拡大が求められているところです。これについては、既にPOSデータによる回答を導入している家電大型専門店を対象とした丁2調査における対応状況を踏まえて、まずは丁2調査における活用拡大を推進したいとしていることから、現時点ではおおむね適当と整理しました。

ただし、POSデータ等の更なる活用に向けて、対象拡大の可能性について検討する必要があることを、「4 今後の課題」として指摘することとしました。

最後に、4 ページの「今後の課題」においては、今御説明した調査対象名簿の整備と、POSデータ等の活用拡大に向けた、2つの検討課題を指摘しております。

私からの説明は以上のとおりです。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、取りまとめたいと考えます。

今回の申請では、地方における一部の集計を取りやめることが計画されています。答申案では、統計利用者に対する丁寧な配慮について指摘されています。

また、母集団名簿の整備の在り方や、POSデータなどの更なる活用に向けた検討についても答申案において指摘されており、これらは調査の効率化や報告者負担の軽減の観点からも重要な取組になるものと考えます。

経済産業省におかれましては、本答申案を踏まえて引き続きの取組をよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

「商業動態統計調査の変更について」の本委員会の答申案は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** どうもありがとうございました。それでは答申案のとおりといたします。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属された委員の皆様、部会での審議、どうもありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。諮問第172号「日本標準産業分類の変更」の答申案についてです。

これは統計基準部会部会長の樋先生から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○樋委員 それでは、「日本標準産業分類の変更」に関する答申案の要点を御説明いたします。

本件につきましては、3月の統計委員会において諮問された後、統計基準部会における3回の審議を得て、資料3の答申案を取りまとめております。

この際、諮問時や部会の審議報告の際に統計委員会の委員の方々から御意見をいただいておりますので、答申案にはその対応も含めて記載をしております。

答申案の最初の「変更の適否」につきましては、今回諮問された日本標準産業分類の改正案の内容はおおむね適当であるとしております。

ただし、部会の審議の過程におきましては、諮問案の部分的な修正を行う必要があることで部会委員の意見が一致いたしましたので、その修正を加えた資料3の別紙の内容が適当であるとしております。具体的な修正内容は、次の2の「修正理由とそれを踏まえた修正」において御説明いたします。

また、部会において、次回改定に向けた今後の課題も審議しており、その結果を3の「今後の課題」として示しております。こちらも後ほど御説明いたします。

それでは、答申案の2の「修正理由とそれを踏まえた修正」について御説明をいたします。

「(1) 一般原則に関する事項」につきましては、諮問された一般原則に関する事項はおおむね適当であるとしていたしました。

ただし、次の4点は必要な修正を加えることが適切であるとしております。

1番目はアの「第2項 事業所の定義」についてです。

産業分類における事業所は場所的な概念を含みますけれども、諮問案には場所的概念が明示されておりませんでしたので、それを加えた内容に変更することが適切としております。

2番目はイの「第3項 分類の基準」についてです。

諮問案は従前の記載順を変更してございましたが、本委員会では、分類の体系に大きな変更がない中で、分類の基準を変更していることの趣旨を明確にすべきであること、また、変更の趣旨を総務省のホームページだけではなく、答申または産業分類の本体にも記載すべきではないかという御指摘がございました。

これを受けて、事務局による変更の趣旨の補足説明を踏まえつつ、部会で審議しました結果、国際分類の記載内容とも整合的であり、現行の日本標準産業分類の実態とも整合的であることが認められることから、記述内容の明瞭化も含め、おおむね諮問案は適当であるといたしました。この内容も答申案に記載しております。

加えまして、記載順の変更の趣旨については、ユーザーにも分かりやすく理解していただくため、今回の改定に合わせて、総務省においてその内容を公表することを答申で求めております。また、「なお書き」につきましては微修正をすることといたしております。

3番目のウの「第4項 分類の構成」につきましては、これまで各分類の項目数を記載しておりました。しかし、これが一般原則であるとは説明し難いため、当該記載を削除して、ウェブ等に参考として掲載し、一般原則には、分類の構成、階層数、表記の方法を明示することが適切であるとしております。

次に4番目のエの「第5項 分類の適用単位」につきましては、文意がより分かりやすくなるよう修正することが適切としております。

次に(2)の「分類項目に関する事項」です。

諮問された分類項目の新設等は、それぞれが量的な基準を満たしており、産業動向の変化や制度改正に対応したものであるとして適切であるとしております。

ただし、名称等につきましては、食品スーパーと総合スーパーの「スーパー」のような略称ではなく、正式名称である「スーパーマーケット」とそれぞれを修正し、また「ワンプライスショップ」については、「ワンプライス」という表現が日本語として十分に定着しているとは言い難いということから、「均一価格店」に修正することが適切であると指摘しております。

なお、分類項目名の変更につきましては、分類項目の対象をより適切に示すものであり、適切としております。

続きまして、事務局から提案されました「(3) 本分類の適用に当たっての留意事項」についても審議を行い、留意すべき事項として、本分類の適用時期のほか、分類項目の細分または集約の方向性を示すことが適切としております。

次に、3ページ目の「(4) 前回の統計委員会の答申における指摘事項への対応」、そして、「(5) 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題への対応」についてですが、これもおおむね適切であるとしております。

ただし、「無店舗小売業」と「管理、補助的経済活動を行う事業所」の取扱い、それから「SUT体系への移行に向けた生産技術の類似性の観点からの検討」の3点については、国際比較の観点等から今後も継続して検討することとしており、その概略は「3 今後の課題」にも位置付けております。

最後に、「今後の課題」につきましては、第15回改定を見据え、(1)の「共通の課題」と(2)の「各論的課題」に分け、全部で11項目を掲げております。それらの中から幾つかを御紹介したいと思います。

まず、共通の課題の初めの「① 継続的な検討」です。

これは部会の審議の際にも度々指摘がございまして、具体的には、ユーザー、国民、政策形成者のそれぞれの立場を考慮し、適時適切に経済構造の変化を捉える観点から、継続して常に改善に取り組む必要があるという趣旨であります。また、新しく重要な産業を可能な限り早期に設定できる方法を検討する必要があるという指摘もしています。ただし、部会の審議の際、改定に伴う遡及のコストと利益のバランスを考慮する必要があるという

指摘もございまして、それも付言しております。

2つ目は、国際分類と比較可能性の向上です。

新規立項の検討や分類体系の見直しの際には、可能な限り国際分類に合わせていくことが有用でありますけれども、国際分類の性格も考慮した上で、未来に向けて、日本としてどのような分類体系が適切なのか、引き続き検討していくことが必要であるとしております。

それから3つ目は、③分類項目と分類体系の見直しです。

分類項目の新設や統合に当たっては、量的基準だけではなく、社会的な重要性や制度の必要性も考慮した上で検討することが必要であるとしております。次に、分類項目を新設する際には、当該項目の活用の見直しを確認するなど、回答者負担も考慮しながら、それらのバランスを十分に検討する必要があります。そして、分類項目の新設の基準等を明確にしつつ、望ましい分類体系に向けた検討を行うことなどが必要であると指摘しております。

4つ目は、④生産技術の類似性の観点からの見直しであります。5つ目は、⑤管理・補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引の取扱いです。この2つは、前回の答申及び第Ⅲ期公的統計基本計画における課題への対応として、総務省が中心となって検討してまいりましたが、国際比較の観点から更に検討していくこととしております。

続きまして、各論的な課題としましては、①のインターネット附随サービス作業の見直し、②デジタル産業の取扱い、③無店舗小売店業の取扱い、④発電業の電源種別による細分類項目の設定、⑤3PLサービスの新規立項、⑥ファブレス産業の取扱いを指摘しております。

特に、デジタル産業やDXの分野は今後も経済社会での伸長が見込まれるため、情報通信業だけではなく、製造業といった各種産業との関連性を把握しつつ、その位置付けを検討する必要があることを指摘しております。

答申案の説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の樫部会長の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願いいたします。

清原先生、よろしく申し上げます。

○**清原委員** ありがとうございます。清原です。私は統計基準部会において、樫部会長と御一緒してこの答申案をまとめた立場にありまして、この答申案に込められている思いを一言申し上げたいと思います。

1点目は、「分類の基準」についてです。ただ今、樫部会長が御説明されましたように、それは資料3の2ページの上段にまとめてあります。日本標準産業分類の位置付けが供給側の視点であることを明確にするため、今回、その記載順を変えたわけですが、その趣旨を総務省は公表することとしており、ホームページ等で分かりやすく掲載することとしました。実際、この日本標準産業分類は、国や自治体、公共機関の統計部門を始めとして、大学、研究機関、さらには民間の皆様にも活用されている本当に重要な分類です。したが

いまして、今回の答申案では、供給側の視点を優先した記載順とするこのような対応を一つの象徴的なものとして説明し、より幅広い皆様に訴求していただくことを願っております。

次に、課題について申し上げます。

今回、統計基準部会において議論をする際に、事務局の皆様幅広く資料を御用意いただきまして、諮問された内容に加えて、委員それぞれの関係の中から聞こえてきた声などを反映し、「今後の課題」についても十分に紙数を割いて書くこととなりました。特に答申案の4ページの上段の「今後の課題」の直後に書かれておりますように、今年3月に閣議決定された第IV期の『公的統計の整備に関する基本的な計画』においても、「統計ユーザー等に対して、統計行政における対応は重要であり、時代の変化に合わせて定期的な改定を行うことが必要である」と明記されたことも受けまして、まず共通的課題として、「1 継続的な検討」を位置付けてあります。

その際、公的統計の検討の中で常に統計委員会でも重視してきた「ユーザーの視点」を忘れないようにするため、そして、「政策を享受する国民」、「政策形成者」のそれぞれの立場を考慮し、しかもコストも考えながら、今回の答申の後にも継続的な検討を続けていくべきことを私も主張し、それを反映していただきました。

最後に、Society 5.0の時代を迎える中であっては、「各論的課題」の1の「インターネット附随サービス業」の見直し、2の「デジタル産業の取扱い」を始めとして、私たちが今後さらに検討すべき産業構造の変化は重要な局面を迎えていると思います。

是非、今回の答申を端緒としまして、産業分類の観点だけではなく公的統計によりまして、現状を幅広く反映する調査ができるようにするため、統計委員会を中心として、その歩みが進んでいくことを願っております。

以上、統計基準部会の委員でございましたことから、樫部会長の御説明に付け加えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。統計基準部会の中での議論、それから様々な課題に対する取組は非常によく分かります。これから統計委員会が担うべき内容についても補足していただきましてありがとうございます。

川崎先生、よろしく申し上げます。

○川崎委員 川崎です。ありがとうございます。このたびの答申案は大変良くまとまっております。しかも、皆さんがよく分かるようにまとめていただいております。大変ありがとうございます。先ほどの樫部会長、それから清原委員の御説明によりまして、改めて内容も十分に理解したつもりです。この答申案に賛成と考えております。

特に前回あるいは前々回に私からお尋ねしておりました「分類の基準」の変更の考え方を明快に書いていただきました。おかげさまで大変分かりやすくなりました。そして更に今後につながる意味でも、大変良い記述をしていただいていると思って受け止めました。

その上で1点だけ、やや疑問といたしますか、心許ないといたしますか、残念といたしますか、そのように感じている部分がありまして、もしかしたら私の誤解かもしれませんが、少し申し上げてみたいと思います。

この答申案の2の(1) 一般原則に関するアにおいて、「事業所の定義」に枠囲みがあります。この中において、統計調査の目的によっては、事業所とみなすという趣旨が書いてあります。以前の議論の中で、産業分類は、統計調査だけではなく業務統計や他の統計など、様々な用途で使われることを考慮して、統計調査に限定したような書き方ではない方がよいのではないかと御意見があったと認識しています。もしも私の記憶違いだったら大変申し訳ありませんが、もし差し支えなければ、統計調査に限定しない記載はできないものだろうかと思えます。

これまでに意見を言う機会がありながら、私はそのことをあまり申ししていなかったかもしれません。意見の後出しでは申し訳ないので、こだわる訳ではありません。統計調査か統計かに関わるかもしれませんが、どう考えると良いかを教えていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございます。

部会長にお答えをお願いしてよろしいでしょうか。

○樋委員 私からお答えさせていただきます。

産業分類が統計調査だけではなく加工統計も含めて一般に使われていることは、2ページ目の上の方の枠囲みに記載しています。その書き方は川崎先生の思いに対し、非常に少な過ぎるかもしれません。「本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである」というのが今までの標準産業分類のお書きでした。今回、この箇所「等」を加え、統計調査そのもの、あるいはその統計調査の結果の表章だけではなく、その他のものにも活用できることを表すような変更を加えております。

ここで詳しく書かなかった理由としましては、他の定義と競合したり、想定しなかった誤解を生む可能性があるためです。ここでは「等」を加えることによりまして、今回は調整しております。この説明で御理解をいただきたいと思えます。

○川崎委員 川崎です。分かりました。ありがとうございます。「等」という文字は、太字の大文字ぐらいの大変意味があるものだと感じました。そういう御配慮をいただいた上で、この書き方をされたのであれば結構です。

産業分類は、統計調査に限らないものにも活用されることを認識していただきながら、今後の改定に当たっていただくことができればと思いました。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございました。川崎委員と樋部会長からの解説と申しますか、御説明によりまして、この「等」が実は非常に重要であることがよく分かりました。どうもありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに御質問等あればよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは取りまとめたいと思えます。

今回予定されている変更では、前回答申時の指摘事項や第3期公的統計基本計画に示された課題への対応に加え、前回改定時以降の産業動向や制度改正、それらを踏まえた分類項目の新設がなされています。

また委員会でも、川崎委員より御発言がありましたように、一般原則における「分類の

基準」の記載順が変更されますけれども、その趣旨は答申に記載するほか、一般ユーザーも分かるように総務省のホームページでも掲載予定と伺っております。

これらの対応により、今回の変更内容が理解された上で、引き続き産業分類が活用されることを期待したいと思います。

それでは、答申案についてお諮りします。

「日本標準産業分類の変更について」の本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは答申案のとおりとします。

樫部会長を始めとしまして、統計基準部会に所属された委員の皆様におかれましては、部会での丁寧な御審議をしていただき、誠にありがとうございました。

○樫委員 ありがとうございました。

○樫委員長 それでは、次の議事に入らせていただきます。

諮問第175号「全国家計構造調査の変更について」。これは総務省政策統括官室から、御説明よろしくお願いたします。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 それでは、総務省が実施します基幹統計調査であります全国家計構造調査の変更について、諮問をさせていただきます。

資料番号は4-1と4-2です。実際の申請は4-2の別添ですが、総務大臣から調査計画の変更についてこの度申請がございました。この申請に対して、総務大臣が承認の適否を判断する際の手続の一環として、統計委員会の御意見をお尋ねするというものです。

以下、変更内容について、概要、資料4-1に従って御説明を申し上げたいと思います。

まず、4-1のスライド1ページ目になります。今回の調査の変更の御説明に入る前に、関係統計調査の体系の中でこの調査の位置付けがどうなっているのかということ、簡単に御紹介いたします。

5年ごとの構造調査が上半分、それから毎月の動向調査というのが下半分、それぞれ左が基幹統計調査、そして右が一般統計調査、こういう調査のラインナップがあるということです。

今回諮問させていただく全国家計構造調査は、左上の黄色いところですが、5年ごとの構造調査の基幹統計調査です。

その下にある毎月の家計調査と比べて、大体標本規模にして、10倍ぐらいになっている、このような調査です。

そして、一般統計調査は右の方に、それぞれ基幹統計調査を補完する役割としてありますが、それを図示したものとして次のページを御用意しております。

スライド2番目を御覧ください。上段の構造統計という箱が、今回の諮問の関係する部分です。

全国家計構造調査は、2人以上世帯と単身世帯、それぞれ調査しておりますが、やはり単身世帯というのはどうしても十分なサンプルを確保するというのは難しいものですから、単身世帯について全国単身世帯収支実態調査という、赤色のところがあると思いますが、

民間のモニター登録者に対して行う調査によって補強するという仕組みを取っております。

ちなみに、このモニター調査は無作為に抽出するわけではないので、結果にどうしても偏りが生ずるということで、それをうまく補正して統合して、全体としては全国家計構造統計として公表しているというものになります。

そして、ちなみに下半分は、御参考までに動向調査の様様を描いておりますけれども、同じように単身世帯はこのオレンジのモニター調査で補強しているという状況です。

なお、家計調査は毎月の調査サンプルも9,000程度となっているので、自動車などの高額な支出というのはなかなかフィットしないということで、別途大サンプルの、緑色の家計消費状況調査というもので補うというやり方をやっているということを御紹介させていただきます。

それから、次のスライド3枚目を御覧ください。以上が関係統計調査の体系の話でしたが、次にこの調査の概要を御説明したいと思います。

これは5年前の前回、令和元年調査の概要を一枚にまとめたものです。

目的は一番上に書いてあるとおり、「家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域的に明らかにする」という目的の調査になっております。

調査の概要というのが下に書いてありますが、文字がたくさんあって読みづらいかもしれません。左側に「市町村調査」という塊と「都道府県調査」という塊、2つの系統の調査から成り立っているということが書いてあります。

このうち、市町村調査という塊がこの調査のメインのボディーを成す部分でございます、その中でも基本調査と簡易調査という2種類があります。

この違いは何かというと、家計簿を配るかどうかの違いでございます、家計簿は、毎日毎日収支を書いていただくという非常に負担が重たいものですので、これを配らずに所得や資産を聞く簡易調査を設けたという、これが前回の調査の変更点のポイントです。これは後ほどまた触れたいと思います。

それから、下に書いてある都道府県調査の塊、これは本調査とは別に家計調査が毎月走っておりますので、この調査の結果や調査系統を上手に使って、補助的にこの全国家計構造調査を補強するというやり方を取っております。これについても後ほど触れたいと思います。

右側の調査事項等は説明を割愛させていただきます。

続きまして4ページに移りまして、前回調査における変更点を簡単に御紹介したいと思います。

前回調査は、次に述べますとおり、非常に大きく抜本的に調査を変えて、調査を実施しております。具体的には、上の四角囲みの1つ目の丸に書いてあるとおり、精度の向上ということと、あと負担軽減、事務効率化という、いわゆる相反する、矢印が反対向きのものを同時にやり遂げるといって、非常に大規模に改革をして実施しております。

具体的には、まず1番、まずは総世帯・単身世帯の統計精度の向上ということでした。

単身世帯の割合というのはどんどん増えていまして、5年前に諮問する時点で、単身世

帯の割合は3分の1を超えているという水準でございました。政策的にも単身世帯の統計の精度向上というのは非常に求められているという状況から、標本規模を拡大するというをやっております。

加えて、先ほど御紹介いたしましたモニター調査の部分、「別集計としていた全国単身世帯収支実態調査の結果を補正して統合」と書いていますが、この別集計としていたモニター調査を補正して統合するというのもやっております。

続いて2番目に、所得・家計資産に関する統計精度の向上という取組も前回行いました。

これは、高齢化などを背景としまして、所得の分布や、あるいはそれ以上に資産の分布というのが非常に広がっているという問題意識があって、それを精度高く捉えたいということから、所得や資産を調べるサンプルサイズを大きくしたいという目標がございました。

ただし、フルセットでサンプルを大きくすることはできませんので、負担の重い家計簿を外した簡易調査という仕組みを設けて、そこで所得資産を中心に調べる世帯を増加させるという対応を図って、目的を達成しようというふうに改善を図っております。

それから、3つ目の前回見直しのポイントとしては、報告者負担の軽減と事務効率化でした。4点ほど黒丸で書いておりますが、やはり負担の重いという家計簿がありますので、その記入期間を短縮する。あるいは必要性が薄れてきました耐久財票というものを削る。そして3つ目の黒丸で下線を引いてはいますが、レシート読み取り機能を加えたオンラインシステムを導入するとか、あるいは先ほども申しましたけれども、別途毎月毎月走っている家計調査を上手に取り込むということに取り組んでおります。

このような大きな見直しを図ったことに伴いまして、一番上の段の2つ目の丸に書いてありますとおり、調査の名称も、「全国消費実態調査」、いわゆる「全消」と呼んでおりました調査から、「全国家計構造調査」というものに衣替えしたということが前回の見直しの主なポイントでした。

なお、スライドの次のページの5ページ目に、今申し上げたことを絵に描いてみたものですが、御参考までに御紹介をしたいと思います。

右半分が平成26年、10年前の2回前の調査の形で、左半分が直近の5年前、令和元年調査ということです。

大きな違いを簡単に申し上げますと、1つ目は、それぞれの調査の名前の下にサンプルサイズを書いておりますが、平成26年の調査では、特に単身世帯が4,700ぐらいだったのが、令和元年調査では単身世帯1万4,500ということで、ほぼ3倍増という規模に単身世帯を増やしたということなんです。

2つ目の変更のポイントは、これも繰り返しになりますが、右の10年前の甲調査の下に空白があり、この甲調査に代わるものとして、令和元年調査では基本調査、プラス家計簿のない簡易調査という仕組みを取り入れたということなんです。

3つ目の主な変更としては、右の平成26年調査のところにも空白がありますが、別途走っている家計調査の結果をうまく取り込むということと、あと一番下のモニター調査の偏りを補正して統合して出すというふうにしたということなんです。

この絵に描き切れていないこともたくさんありますが、ざっくりとこのようなイメージ

ということで、理解の助けのために用意させていただきました。

調査の変更を説明する前に、最後に6ページの利活用について簡単に触れたいと思います。

この調査は、簡単に書きましたが、社会保障関連政策をはじめとしまして、そのような制度の在り方とか給付の水準とかを検討するための資料、そして、真ん中辺りにあるSNA関係の消費の部分、それからCPIのウエイトにも使われております。

そして、一番下のその他のところに書いてありますが、所得や資産の分布に関する国際比較、特にOECDの基準に沿って国際比較可能な指標を提供するというので、幅広く利活用がなされているところです。

以上、背景説明が若干長くなりましたが、いよいよ今回の変更について御説明をしたいと思います。スライド7ページ目に移ります。

まず1つ目の、今回の主な変更は調査事項に関してですが、調査票の絵が描いてある左側が5年前、右側が今回の変更案になります。まず1つ目の変更が「就学の状況」です。5年前、「就学の状況」で行いましたが、これは実際調査をやってみると、学校などに通っている子供たちだけが答えるというような誤解をされたということもあつたらしく、これは右側のように「教育」というふうに調査事項の名前を変えて、かつ「在学中の人」、「卒業の人」、「未就学・その他の人」と、これを太文字に変えて、記入漏れがないように工夫をするということの変更です。

加えて、同じ調査事項ですが、「認定こども園」という選択肢を1つ追加します。これは認定こども園というものが増えておりますので、このような選択肢を設けるということです。

もう1つの調査事項の変更が、同じページの下の方に、前回調査でいうと「地代支払いの有無」があつたわけですが、これはまた地方の意見から、なかなかこの調査事項の名前から調査の内容が伝わりづらいというような御意見があつたということを踏まえ、より明確にするために「土地の所有関係」というような格好で、少し質問を明確にするための変更案を考えているということです。

次のページに行きまして、2つ目の変更は調査の方法の変更です。簡単に申し上げるとオンライン調査を全部の調査票に拡大するということです。

これは前回、少し予算の制約等もあつて、残りの家計調査の世帯に配る調査票と個人収支簿についてはオンライン調査の対象外でしたが、こちらについても今回広げるという計画を予定しております。

あと参考までに、同じページの下半分に、このシステムの概要の模式図を書いております。これは調査計画の範疇外ですが、このシステムの使い勝手を良くしようということで、回答者側のレシート読み取り機能の性能を上げたり、あるいは調査実施側もこのシステムを使うわけですが、地方公共団体とか調査員のシステムの使い勝手を良くするというような改良も予定をしているということです。

最後に9ページに行きまして、3つ目の変更点ですが、これは公表期日の変更になります。

前回は集計事項を充実したということで、当初予定の集計スケジュールがかなり窮屈だったという経験を踏まえまして、少しそれを1か月ほど後ろに倒すというような変更を予定しております。

以上が変更の概要でございました。

最後に、前回答申の課題についての対応状況について紹介をしたいと思います。10ページになります。

前回答申では3つの課題が示されております。1つ目の課題は、家計に関する統計の体系的整備に向けた検討というものでございまして、前回非常に調査を見直したということで、関係する統計調査の位置付け、役割分担、体系的整備の在り方を改めて検討しましょう、そして基本計画に反映する方向で検討しましょうという、当時そのような課題が掲げられました。

これについては、対応というところに書いておりますが、冒頭申し上げたとおり、基幹と一般、そして動向と構造という2軸からの体系整備、そして構造調査として本調査を基幹統計調査たる構造調査として令和元年に実施して、集計もかなり充実をしたということです。

このようなことを踏まえて、実はこの宿題が基本計画の反映に向けて検討しようということでしたので、基本計画の改定に向けたワーキングで実際に取り上げていただきました。

そこで審議していただいて、統計表章の充実が図られていますので、基本計画に掲載する必要はないだろうということで、基本計画への特段の記載はないということになっております。

それから次のページに移りまして、2つ目の課題としては、今回の変更を踏まえた調査方法等の更なる改善ということで、調査計画をかなり大きく見直したということで実施するので、報告者や調査員、そして地方の評価も含めて実施状況や見直しの効果を検証・分析し、結果を踏まえて調査を改善するというような宿題が出されているということです。

現在までの対応状況としては、オレンジの四角に書いておりますが、地方からの意見聴取、そして有識者を交えた研究会などの検討をしまして、令和元年調査の見直しの効果、単身世帯をはじめとした統計精度の向上、そして負担軽減、事務効率化などの実績を検証・検討した上で、今回の計画に反映したということです。この部分が、まさに今回の調査結果の変更の良し悪しを判断するポイントになるのではないかと考えております。

最後の課題が、3つ目、日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実ということで、この調査は、別の資料では調査票も添付していますが、世帯主の職業をフリー記入していただくという仕組みになっておりまして、それをアフターコーディングで独自の区分で集計していますが、このような宿題も出ましたので、前回特別集計をしていただいて、日本標準職業分類に準拠した結果というのも出していると。今回調査でも同じような対応を図るという予定をしております。

駆け足になりましたが概要は以上でございます。大まかに整理させていただくとすれば、今回変更部分はそんなに多くはありませんが、前回大きく見直した調査スキームをおおむ

ねきープした上で変更をするということになりますので、前回調査の見直しでどのような成果が得られて、それを今回計画にどう反映しているかというのが、まさに前回答申の宿題でもあって、今回御審議をいただくポイントではないかというふうに考えます。

私からの説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。それでは、私の方からコメントしたいと思います。

全国家計構造調査は、社会保障をはじめとした政策の基礎資料や、所得・資産分布の国際比較などにも欠かせない大変重要な統計調査です。

一方、世帯の回答負担並びに地方公共団体の事務負担の面では、実査環境が大変厳しいことも事実です。

前回調査は、そうした負担を軽減しつつ、必要な統計の充実・精度向上を目指して、調査を大幅に見直して実施されており、今回の申請では前回調査の大枠を継承しつつ、オンライン回答環境の拡大などを図るものとなっています。

最近の社会構造変化を背景に、社会保障関連の政策の重要性や、それを裏付ける家計の実態把握のニーズは高まる一方です。

先ほど申し上げましたように調査の環境が一層厳しさを増す中で、こうしたニーズに応えるためには、先の答申での指摘のとおり、前回の調査の振り返りを元に、更なる改善を検討していくことが重要と考えます。

津谷部会長をはじめ人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、審議のほどよろしく願いいたします。

○津谷委員 承知いたしました。

○樫委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。部会の審議状況についてです。

産業統計部会での農林業センサスの変更に関する審議状況について、川崎先生から御報告をお願い申し上げます。

○川崎委員 川崎です。それでは御報告申し上げます。

トピックは農林業センサスの変更に関するものでして、この部会での審議状況について御報告します。

この件につきましては、前回の統計委員会で諮問された後、第1回の部会を6月5日に行いました。画面に表示されている資料5に沿って説明をさせていただきます。

今回の農林業センサスの変更を大きく分けると3つに分かれまして、1つは「農林業経営体調査の変更」、2つ目が「農業集落調査の変更」、それから3つ目が「その他の変更」の3つとなります。

諮問があった際の説明の順番に従いますと、報告者数が最も多い農林業経営体調査の変更から審議するのが一般的な考え方だと思われませんが、申請までいろいろな経緯があった

ことも踏まえまして、今回は、資料の冒頭に一行書いてありますが、農業集落調査に関する変更から審議することといたしました。したがって、冒頭のところが全部網かけになっておりますが、中ほどに農業集落調査が出てまいります。

それから、農業集落調査につきましては調査票のイメージを持っていただく必要があるかと思ひ、別添としてお付けしておりますので、そちらも適宜御覧いただけたらと思ひます。

この調査票としては、表裏一枚の非常に簡単な調査票で、これによりまして集落に関する様々なデータを把握するというわけではなく、表の面、今、画面表示されておりますが、この表の面で、集落における寄り合いの開催状況といった事項、それから裏の面が地域資源の保全活動の状況といったようなことを聞くと。調査票自体は簡単なものとなっております。それ以外の集落に関する情報は、他の調査票やいろいろな行政資料を集めて公表されているというものとなっております。

そこで、今回の変更ですが2つに大別できます。1つは母集団名簿の作成方法や報告者の選定方法に関する変更、これが一つです。それからもう1つは、このような変更に伴います対象地域や調査時期などの変更という、この2つがあります。

この変更の背景には、1つには、地方農政局職員の大幅な減少によりまして、これまでの調査方法の維持が困難であるというリソースの問題があります。また、社会状況の変化で、これまでのやり方では適格な報告者を選定できないといった構造的な問題というものもあります。こういう中でこの調査を今後も継続するためにどう対応していくかということが大きな課題となってきたということでもあります。

それぞれの変更事項については、この後かいつまんで御報告しますが、部会の中では、この農業集落調査の変更案全体としましては、現状において実施可能な範囲での現実的な変更計画が示されていると受け止めておりまして、大筋では異論がありませんでした。

ただ、変更内容がいろいろあるということもありまして、その後も追加で確認事項が出てきています。このため、この次の部会におきましても引き続き時間を取って、実質的に確認や審議を続けたいと考えております。

というような概要ですが、この後、変更事項ごとに少し説明させていただきたいと思ひます。

そこで、資料の中の方に入りますけれども、母集団名簿の作成方法の変更、それから報告者の選定方法の変更というところが、まず表示されております。

今回の変更では、農林業センサスを構成する農林業経営体調査票の2025年の調査、これから行われる調査ですが、この実績を基礎として、それに行政記録情報も加味して、農業集落調査に回答していただく候補者を整理するというところで、その上で、新たに定めた報告者を選定する優先順位に従って選定を進めていくという計画です。

要するに、農業集落調査を事実上、農林業経営体調査という農林業センサスの一番大きい調査の後続調査として扱って、その情報を基に調査の報告者を選んでいくというプロセス、そういうふうに転換するというところを行ったというわけです。

この農業集落調査では、前回の委員会でも御説明がありましたとおり、調査の対象とな

るのは農業集落の地域ということで、これに報告していただく報告者には、集落の事情に精通した適切な方ということが条件となります。これを特定して回答を依頼するということが必要となります。

今回変更された選定方法を見ていきますと、最新の情報を活用するとか、農業に着目した名簿整備を行う、それでおおよそ5種類ぐらいの候補者のグループが、タイプがあり得るわけですが、その中のどの方をお願いしていくかという選定の順位が示されておりまして、そのようなものをこのような人たちの中から順番に、この人が駄目なら次、次の人も駄目ならその次とやっていくということで、そのやり方については相応の合理性があると評価しております。

そういう中で、部会での意見としましては、調査実施の際には誰が回答したのかを記録し、次回に向けて検証することが必要であろうということ。

また、報告者の候補者の誰からも回答が得られないという場合があります。そういう場合の対応方針の策定も必要ではないかということで、そのような意見がありました。これらについては引き続き確認をしていくこととしております。

次に、母集団名簿の作成方法の変更に伴って予定されている見直しという大きな項目に進みます。

ここでの変更点は大きく3点に分かれます。順に申し上げますと、1つ目は、対象地域について、母集団名簿に登載された者がいない農業集落、つまり、農業に従事する人が全くいない集落を対象から除外するという扱いについてです。

この点につきましては、今回の農林業経営体調査の結果等を基礎情報として候補者名簿を整備するということになっておりますので、こういう前提に立つ以上はやむを得ないところではあります。もう一方で、前回調査で対象となった集落の98%について調査が継続されるという事情があります。

また、今回の対象から外れる集落についても、再び農業を行う者が所在するようになれば、次回調査の際には調査対象に復帰する、可逆的な取扱いとするということだそうなので、対象外になったらそのまま対象外であり続けるということではなくて、そういうことも想定しているということですので、今回の変更については相応の合理性があると評価しております。

その前提で、部会での御意見としましては、今回対象にならない集落の属性については更に整理することが必要ではないかという御意見がありました。

それから、母集団名簿の関係の見直しの二つ目のポイントですが、これは民間委託と地方農政局経由の調査の併用で行っていたものを全面的な民間委託に移行し、郵送・オンラインを基本としながら、必要に応じて民間事業者の調査員がフォローするという形に変更するというのが、この変更のポイントです。

これにつきましては、地方部局のマンパワーの状況を踏まえ、調査を継続するために必要な対応であるということ。それから、前回調査において既に相当数の対象については郵送・オンラインにより回答が得られているという状況。今回、必要に応じて調査員の対応も予定されているということですので、この変更案については、おおむね適当であるとい

うふうに評価いたしました。

その上で部会では、今回の調査実施に当たっては、前回調査における状況を委託先に提供することによって、調査の効率的実施に役立つのではないかとということで、そのような工夫をしていただきたいという意見がありました。

それから最後に3つ目のポイントとして、調査の時期・公表方法ですが、これは調査開始時期を約10か月繰り下げ、概要・詳細の二段階の公表を一本化するということです。

このうち調査時期の変更につきましては、農林業経営体調査実施後に母集団整備をするという今回の調査方法を変更するということでしたので、このためのスケジュールの変更ということでやむを得ないものと受け止めております。

また、二段階で公表するというのが従前のやり方でしたが、これを一本化することについては、これまでの詳細データの公表時期と同じタイミングでの公表が維持される見込みであることから、適当であると評価しております。

その上で委員からは、報告者の選定替えが発生したとしても調査期間中に終わることができるよう、スケジュール管理をしっかりとしていきたいという意見がありました。

先ほど申しあげましたように、報告者には幾つかのグループ、カテゴリーがある中で、それを順番に、答えられる人を当たっていくということで、少し時間がかかるということです。そのスケジュール管理をしっかりとしていきたいということです。

以上が1回目の部会での審議の状況でしたが、今回の調査では新しく対応することがいろいろあります。ということで、今の時点で今回の計画について評価するのは非常に難しいと思っております。

しかし、今回の計画はいろいろよく考えて準備されているということでもありまして、かなりの内容が詰まっているという認識でもおりますので、今後については、2030年センサスに向けて、農林水産省において、2025年の調査の実施状況について、有識者の意見を十分聞きながら、十分に時間をかけて分析し、それに基づいて、よりの確で効率的な方法に改善されるよう検討していただくということが2030年に向けての重要な方向性ではないかと思えます。

そのようなことで、まだ現時点で答申案を十分検討したわけではありませんが、現在の印象では、このようなことを今後の課題に含めていく可能性があるのではないかと考えております。

以上が、審議状況とそれに関する私の考えということです。

最後に、次回の部会について申し上げますが、次回の部会は6月26日の開催の予定です。ここでは農業集落調査についての追加の審議と、それから農林業経営体調査の変更内容について審議する予定です。

以上が私からの説明です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願います。

よろしいでしょうか。それでは、私の方からコメントさせていただければと思います。

1 回目の部会で審議された農業集落調査については、現状において実施可能な範囲での現実的な変更計画と考えられることから、大筋で異論がなかったとの御報告でしたけれども、2 回目の部会におきましても引き続き時間を取って検討するとのことでした。

時間の許す限り慎重に審議していただくとともに、先ほどありました個々の経営体を対象とする農林業経営体調査など、他の変更事項についても多数審議事項が残っていると考えます。

川崎部会長をはじめ産業統計部会に所属の委員の先生方、皆様方には非常に多数の項目を議論いただくこととなりますけれども、引き続き審議のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。引き続き、部会の審議状況になります。

統計作成プロセス部会での審議状況について、部会長の津谷先生から御報告をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。津谷でございます。

それでは、統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）及び要求事項について、第 5 回統計作成プロセス部会における審議の状況と審議結果を、まず部会長である私から、資料 6-1 を参照しながら簡潔に御報告いたしたいと思っております。

昨年、令和 4 年 10 月 31 日に開催された第 4 回部会において、統計作成プロセス診断の要求事項の改善・充実の方向性について審議した際、本件については、要求事項等検討タスクフォースにおいて更に要求事項の検討を進め、令和 4 年度中に統計作成プロセス診断の先行実施を行った上で、その結果を踏まえて、部会として最終的な方針や要求事項の取りまとめを行うこととされました。

そして本年、今月 6 日に開催された第 5 回統計作成プロセス部会において、第 4 回から今回の第 5 回までの約 7 か月間に、要求事項等検討タスクフォースにおいて幾度も議論と検討を行っていただきました。

それを踏まえて提示された統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）案——これは資料 6-2 となっております、及び要求事項修正案——これは資料 6-3 ですが、これらについて今回の部会において審議をいたしました。

審議で示された部会構成員の皆様からの御意見は、資料 6-1 に「主な意見」として記載しております。ここで幾つか御意見を紹介いたしますと、例えば診断の方針については、1 ページ目の白丸の 3 つ目にありますとおり、「診断は各府省が自身の統計作成プロセスを改善していくお手伝いをするものだと考える。各府省は診断を受けるという受動的な姿勢ではなく、むしろ前向きに、何かを得てやろうという気持ちで取り組んでもらいたい」といったものでありますとか、要求事項については、2 ページ目の白丸の 4 つ目にありますように、「要求事項にあらゆる事項を詳細に盛り込むことは困難である。したがって、例えばシステムや民間事業者の活用のように、外部で定めているガイドライン等があればそちらを参照させるという構成となっているが、これらの更新状況についても確認し、要求事項本体とセットで統合・管理していくことが必要ではないか」といった意見がございました。

総じて、部会構成員の皆様からは、診断の方針や要求事項が決定された後を見据えて、今後に向けての診断の運用面についての提言も含め、多くの貴重な御意見をいただきました。これらについては、今後の診断の運用において十分に留意することといたしました。

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）案及び要求事項修正案については、今後政府内で何らかの決定がなされるものと承知をしておりますが、その内容については、今月6日に開催した第5回部会においてこれを了承することといたしましたので、ここにその旨御報告いたします。

統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）案及び要求事項修正案の内容、そしてこれまでの部会等における議論、検討状況について、事務局から更に御説明をお願いいたします。

○上田総務省統計品質管理推進室参事官 それでは、事務局から方針と要求事項につきまして、簡単にポイントを絞って御説明させていただきます。

お手元の資料6-2、方針案を御覧いただきたいと思います。

幾つかの事項があります。1つずつ簡潔に御説明させていただきます。

まず1つ目の、1の統計作成プロセス診断の趣旨・目的です。

これは3パラグラフ目に書いておりまして、統計作成プロセス診断は、各府省がPDCAサイクルを回して、それで改善していくのを主と捉え、これを助けるために、総務省において採用された統計監理官が専門的かつ客観的な立場から必要とされる確認を行って、その確認に基づき統計作成府省に助言を与える活動だとしております。

それから2のプロセス診断の対象範囲ですけど、これは統計法に定める統計調査としています。ただし、次のページですけども、当面は基幹統計調査を優先して対応するとしております。

それから、統計作成プロセス診断の実施体制ですけども、統計品質管理の実務家、品質管理の研究者等の専門家、公的統計の実務経験者から構成される診断チームが実施するとしております。

それから4の統計作成プロセス診断の基準ですけども、これは最後の一文ですけども、要求事項（別紙）としています。これは後ほど説明させていただきますが、これに沿って実施するとしています。

それから実施の方法ですけども、まず時期ですが、2段落目、統計作成府省が点検・評価、これは自己点検を行って、その自己点検の決定に当たって統計幹事の了解を得るまでの間に実施し各府省が点検をしている間に同時に入るということです。

それから実施の方法ですけども、下から2行目以下ですが、各府省所管課からの提供資料、それから当該府省へのヒアリングや意見交換などによる情報に基づいて、要求事項への適合状況を客観的に確認するとしております。

次のページへ移っていただきまして、2段落目ですけども、その際、診断チームは上記確認に基づき、統計作成府省による継続的な品質管理の取組のさらなる充実・確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう助言の内容を取りまとめ、実施結果のすぐ上ですけども、この取りまとめた結果を、総務省は助言等として各府省に提供すると

しております。

それから診断結果の活用ですが、統計作成府省は、点検・評価結果に当該点検・評価に際し行われた統計作成プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、当該点検・評価結果を総務省に提出し、総務省は当該点検・評価結果をe-Statに掲載して公表するとしております。

次のパラグラフです。総務省は必要に応じて、点検・評価のe-Stat掲載時や調査計画の承認審査時に、助言への対応状況をフォローアップする。また、診断を通じて得られた改善例などの好事例を適宜各府省に横展開するとしております。

その次ですが、総務省は統計作成プロセス診断の取組状況について、各府省の点検・評価の取組状況とともに定期的に統計委員会に概要を報告するとしております。

最後、その他ですが、これは先生方からも非常に多くの意見をいただいております。中身としては適宜、方針、要求事項は随時ブラッシュアップをしてくださいと承っているところです。

それから併せて、プロセス診断の要求事項についても簡潔に御説明させていただきます。資料6-3を御覧いただきたいと思っております。

この要求事項、10月の段階から内容は充実しましたが、中身自体は大きな変更はしてございません。とはいえ、中身自体、もう一度改めて簡潔に御説明させていただきます。

このプロセス診断の要求事項というのは、診断を行う際の指針になるというものです。指針というか、基準になるというものです。

二重丸の必須要求事項が、当該作成プロセスにおいて実施することが求められる事項、これが必須の事項となっています。

その中身ですけど、例えばですが、マネジメントという部分の実施体制の中には、当該作成府省は、統計作成業務の責任者が、自ら品質に関するリーダーシップ及びコミットメントの下、上司への報告を行い、各担当者や実施機関の実施状況等、業務の進捗管理を行える仕組みや、問題が発生した場合にはプロセスを遡って適正に対処することを含め、必要に応じ、指示・助言を行える仕組みをそれぞれ構築しなければならないとしており、これに照らして確認が行われるということです。

その中身自体が、下に記載されている「診断時のポイント等」です。実際どのようなことが行われるかといいますと、進捗管理のための統計作成プロセスの段階ごとのスケジュール表やチェックリストの活用、組織内でのコミュニケーションの状況、それから誤りや発生時の対処等について、統計作成業務の責任者、これは課室長からヒアリングを行って、管理職によるリーダーシップの具体的な内容や組織等のガバナンスの状況確認を行っております。このような基準と照らし合わせながら、統計監理官の方に1つずつ御確認をさせていただくということになります。

もう一つだけ簡単に御紹介をしておきますと、6ページを御覧いただきたいと思っております。

6ページのⅢ、実査（データ収集）の1、名簿整備・調査対象の抽出で、二重丸の1つ目、必須事項の、統計作成府省は調査計画に基づき、母集団名簿の整備方法・手順を定めなければならないとしています。

これに沿って実際どういうことが行われるかと申しますと、各府省から、いわゆる業務マニュアル、ドキュメントの御提示をいただいて、その中身を確認して、この手続というのが、要はマニュアルがきちっと整っているかどうかということを個々に確認していくという作業を行います。

それぞれ52の事項が設定されておりまして、その都度1つずつ統計監理官の方に御確認をいただくという取組を進めていくというものです。

最後に、事務局からも御礼方改めて申し上げます。資料6-1の3ページ目のポンチ絵を御覧いただきたいと思います。

統計作成プロセス部会の実施状況ですけれども、津谷部会長から御報告あったとおり、真ん中の列ですけれども、タスクフォース、部会を、7か月の間に適宜開催をしていただいております。

その横で、統計作成プロセス診断を並行して行っております。

このタスクフォースのメンバーが実は統計監理官を兼ねていただいております、同時にこの作業を担っていただいたということで、事務局からも改めて御礼を申し上げたいと思います。

私からの補足の説明は以上となります。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、私からコメントさせていただきます。

部会においては、今回提示された統計作成プロセス診断の方針案及び要求事項の修正案について、共に適当として了承されたとの御報告をいただいたところです。

また、その際、委員の皆様方からは、診断方針等が定まった後も見据えて、今後に向けての診断の運用面でのアドバイスなども含めて多くの貴重な御意見等をいただいたことは、私自身も参加していたので承知しているところです。

私も要求事項等検討タスクフォースの座長として本件取りまとめに携わってまいりましたけれども、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させて、統計の品質確保、それから向上を図るという、これは各府省が自ら所管統計に関するPDCAサイクルを自立的・主体的に繰り返す目的を、各府省自身に理解していただくことが大変重要と考えております。

いわゆる第三者視点における統計作成プロセス診断というものにつきましては、各府省の改善だとか気づきのきっかけとなる、それを促すものだと考えていただければと思うところです。

また、診断はそのために各府省に負担をかけるというのではなく、各府省は業務標準、マニュアルを作成することによって、逆に業務負担を大幅に軽減することこそ、本来の目的の一つですので、そのことも含めて診断する側、私どもは各府省の言わば仲間である、コリーグであるとして、緊密にコミュニケーションを図っていただけたらと思いますし、そのような方向になればと思っております。

それでは、取りまとめに入りたいと思います。

統計作成プロセス診断の方針及び要求事項について、本日部会から御報告いただいた内

容で、本委員会としても了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、案のとおり了承したいと存じます。

部会長の津谷先生をはじめとして、統計作成プロセス部会に所属された委員の先生方からは、私どもも含めて、タスクフォースも踏まえて非常に貴重な意見を頂戴したところで、部会での御審議本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

また、診断の方針や、特に要求事項というのは、それ自身がPDCAサイクルに入っていく、継続的に見直し・改善・充実を図っていくべきものと認識しておりますので、部会の皆様方におかれましては、各府省の点検・評価の取組状況及び統計作成プロセス診断の実施状況の確認と併せ、引き続き御審議、御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日用意しました議題は以上となります。若干長時間になったことをおわび申し上げます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡よろしく願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中ですので、日時、場所につきまして別途御連絡いたします。

以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして第194回統計委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。